

令和5年5月25日

第23回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第23回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和5年5月25日(木) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について
- 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第5号 農地利用変更届について
- 議案第6号 農用地あっせん申出について
- 議案第7号 利用状況調査に係る非農地判断について
- その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 下 吉 一 郎	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清八郎
16 番 前 田 真津美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田之上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 徳 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
29 番 湯之上 大 幸	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

15 番 井 元 清八郎

1 欠席委員

3 番 田 中 健 一 19 番 川 畑 ゆりえ 32 番 藏 菌 堅 志

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西 村 里 志
主幹兼農地総務係長	前 村 修
農地総務係主査	東 川 善 久
主幹兼振興係長	濱 田 真 也
振興係主事	藤久保 宏 実
振興係主事	今 吉 蓮 樺

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第23回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「14番委員」と「16番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の5ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての所有権移転分は、1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法</p>

第18条第3項の要件を満たしていると思われま
す。

議長 皆様のご審議をよろしくお願
いいたします。
ただいま、事務局の説明のとおり
であります。
それでは、議案第1号のうち所有権移
転分について、ご審議願いま
す。

委員 ご質疑、ご意見はございま
せんか。
議長 「なし」の声あり。
議案第1号のうち所有権移転分につ
いては、原案のとおり承認するこ
とにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。
議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち、所有権
移転分については、原案のとおり
承認することに決定いたします。

事務局 次に、議案第1号「経営基盤強
化促進法農用地利用集積計画」に
係る意見決定についてのうち、利
用権設定分を議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。
今月の議案第1号「経営基盤強
化促進法農用地利用集積計画」に
係る意見決定についてのうち、利
用権設定分は、議案書の7ページ
から21ページまでの56件で、う
ち新規が49件、再設定が7件とな
っています。

議長 また、農地中間管理事業の利
用権設定16件につきまして、鹿
児島県地域振興公社の借受議案の
後は、農家への転貸議案となります。
議案書の7ページをお開きくださ
い。
(番号1を議案書のとおり読み上
げ説明)
以下については、お目通しくださ
い。
なお、21ページの総合計は82筆、
70, 886㎡、農地中間管理事業
の重複分を除くと、67筆、56, 102
㎡となっています。
今回の利用権設定分につきましては、
すべて農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たして
いると考えます。
皆様のご審議をよろしくお願
いいたします。
議長 ただいま、事務局の説明のと
おりであります。
それでは、議案第1号のうち、利
用権設定分の1番について、ご審
議願います。
これにつきましては、会議規則第25
条の規定により、18番委員の退
席を求めます。
(18番委員の退席を確認)

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(18番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番について、ご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定により、33番委員の退席を求めます。

(33番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(33番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番から10ページ11番について、ご審議願います。

この3番から11番については、新規就農者2名に関する案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますが、会の進行を優先するため、事務局からの一括報告といたします。

それでは、事務局に報告を求めます。

事務局

新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。また、営農計画書については、審議資料の1ページと2ページに掲載しています。

3番につきましても、6番委員と25番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、会社員でしたが、実家が農家であったことから、以前より

農業に興味があり、自分でも営農したいと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、親のものを借用し、栽培技術、機械の操作については、親から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、オクラ・シュロチクを中心に、年間販売高1千万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的には本人と両親の3人です。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に4番から11番につきましては、2番委員と20番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、建築業を営んでいましたが、以前より農業に興味があり、このたび新規就農者となりました。

農機具等は親のものを借用し、栽培技術、機械の操作については、親から教わるため、問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウを中心に年間販売高1千万円を目指しているとのことでした。

作業に従事するのは、基本的には本人と父、叔母の3人ですが、繁忙期には知人3人の手伝いをもらい6人で作業を行うとのことでした。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

以上事務局から報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち3番から11番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

25番委員

3番の経営面積が、今回借りる面積と違うのはどうしてですか。

事務局

ご指摘のあった面積は、貸人の経営面積ですので、相違があります。

議長

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち利用権設定分の3番から11番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の3番から11番について

は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち利用権設定分の12番から21ページ56番までは、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の12番から56番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の12番から56番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

5月11日の転用調査時に、私と28番委員、29番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から5番、8番から12番は売買、6番と7番が兄弟への贈与、13番と15番が子への贈与、14番と17番が知人への贈与、16番が親族への贈与で、贈与税に関しては理解しているとのことです。

15番のみが、住宅に隣接する農地であることから、所有権移転の特例を適用しております。

また、いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。

なお、すべての案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、すべての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、審議資料の3ページから45ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号の1番から7番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25号の規程により、4番委員の退

席を求めます。
(4番委員の退席を確認)
ご質疑、ご意見はございませんか。
「なし」の声あり。
議長 議案第2号の1番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 「異議なし」の声あり。
議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち、1番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
(4番委員の復席を確認)
次に、議案第2号のうち8番から27ページ17番まで、一括審議願います。
ご質疑、ご意見はございませんか。
2番委員 14番について、譲受人は農地取得後は、何を耕作する計画かを教えてください。
事務局 申請農地は遊休化していますので、整地を行ってからスナップを栽培する計画です。
議長 ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。
委員 「なし」の声あり。
議長 議案第2号のうち8番から17番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員 「異議なし」の声あり。
議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」のうち8番から17番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを、議題といたします。
これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
今回、審議いただきますのは1件です。
申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

事業目的は、牛舎の建築です。

審議資料の46ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから西へ500m離れた農用区域内農地で、東は農道、西は農業用施設、南は用悪水路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用区域内の農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、畜産業を営んでおりますが、事業規模拡大のため既存施設に隣接する申請地を、親子間で使用貸借し、牛舎1棟を建築する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たすことができず、また、利用集積や保全面における一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、本案件に関しましては、農地法第5条申請も同時になされ、議案第4号7番にて、ご審議いただくこととしております。

以上、報告のとおり小委員会では、用途区分変更もやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号1番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員会

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の47ページをお開きください。

申請地は、 から南へ120m離れた農地で、東は公衆用道路、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項につきましては、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との間には緩衝地を設け、隣接する畑は無いことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は賃貸マンションです。

審議資料の48ページをご覧ください。

申請地は、 から東へ110m離れた農地で、東と北は市道、西は畑、南は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、市外に本店を置く不動産関連事業を営む法人の代表者で、申請地を取得し賃貸マンションを建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックを設置し、隣接地との間に緩衝地を設ける計画であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は駐車場です。

審議資料の49ページをご覧ください。

申請地は、 から南東へ90m離れた農地で、東と南は宅地、西は市道、北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、県外に居住しておりますが、申請地を取得しキャンピングカーで指宿市内に滞在する際の駐車場用地として、電気、水道、水洗トイレなどを整備することにより、他のキャンピング仲間数名も利用する計画となっています。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックが設置済で、隣接する農地は無く営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は庭園です。

審議資料の50ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南へ680m離れた農地で、東と北は市道、西と南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、観光業を営む法人の代表者であり、既存施設に近接する申請地を取得し、自己の経営する施設への進入路における景観を再整備するためとした計画であり、隣接する土地所有者等への事業内容等の説明も実施済みとの報告も申請者からは得ています。

土地の形状については現状で、境界部分は土留工事を行い、隣接農地との間には緩衝地を設けるとするなど、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は駐車場です。

審議資料の51ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北へ10m離れた農地で、東は農道、西と北は畑、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地に近接しています一般住宅の購入と同時に、申請地を取得し駐車場として整備する計画であります。

土地の形状については現状で、境界部分にはブロックが設置されており、新たな建造物の建築等を行わないことから、近隣農地における営農への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は資材置場です。

審議資料の52ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ200m離れた農地で、東は宅地及び市道、西は市道、南は畑、北は宅地及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、土木関連事業を営む法人の代表であり、申請地を取得し資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行います。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番ですが、転用目的は牛舎です。

審議資料の46ページをご覧ください。

申請地は、 から西へ500m離れた農用地区域内農地で、東は農道、西は農業用施設、南は用悪水路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、農振法に基づく用途区分変更が許可された場合に限り、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当するため、先に議案第3号1番にてご審議いただいております。

申請人は、経営規模拡大のために既存施設に隣接する申請地を、父親より使用貸借し新たな牛舎を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号8番ですが、転用目的は工事用通路及び制作ヤードで、一時転用による使用です。

審議資料の53ページをご覧ください。

申請地は、 から北へ270m離れた農地で、東は保安林、西は市道及び畑、南は用悪水路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、土木建築業を行う法人の代表で、保安林内で行う海岸防災林造成工事現場までの進入路を、申請地と保安林の一部を一体利用して整備すると同時に、制作ヤードの整備も行うというものです。

土地の形状については現状で、土留工事がなされています。

建築物の建設は無く周辺農地への影響は軽微なものと判断され、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお本案件は、令和4年4月25日開催の第10回農業委員会、議案第3号7番で審議いただき許可を受けました、鹿児島県南薩地域振興局発注工事に係る農地の一時転用申請案件と継続するもので、申請面積が3,000㎡を超えていますが、前回の申請内容から変更された項目は無いことから、全員調査は省略し小委員会のみでの対応としました。

また、海岸防災林造成工事の全体計画は10年間の計画ですが、今回

の契約期間は令和5年11月末までとなっていることを確認しましたので、一時転用期間は許可日から令和5年12月末日までとなります。

以上、8件の転用申請に対して小委員会では報告のとおり、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしく願います。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号の1番から31ページ8番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号の1番から8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農地利用変更届についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員会

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

なお、議案第5号につきましては、番号1番から7番までの全てが関連しますので、一括して報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

審議資料の54ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ200メートル離れた農地で、東は畑、西と南は市道、北は宅地及び畑に接しています。

現地にて河川の拡幅改良工事が実施されることに伴いまして、現在、河川に並行しています、市道の移設工事が行われております。

今後、河川の拡幅工事が実施されることとなりますが、その際に、発生します建設残土を搬入することにより、改良後の市道の路面高さとの高低差を小さくすることや、圃場からの排水改善を行うことを目的としており、隣接地との高低差に考慮しつつ、1.5mの盛土を行うとした計画であります。番号1番から4番につきましては、相続未登記農地のため、今回の申請は、相続人代表による届出となっております。

以上、報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。それでは、議案第5号について、ご審議願います。ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号農地利用変更届については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案書の34ページをお開きください。議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。今月は、売渡申出が5件でございます。(番号1を議案書どおり読み上げ説明)以下については、お目通しください。なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の55ページから68ページに掲載しています。続きまして、買受・借受希望をご説明いたします。議案書は36ページをお開きください。今月は、借受申出が1件でございます。(番号1を議案書どおり読み上げ説明)以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。それでは議案第6号について、ご審議願います。ご質疑、ご意見はございませんか。

2番委員 借受希望の1番の申出者は、何を耕作しているのか教えてください。

事務局 夏はオクラ、冬はマメ類を作付けしています。

議長 ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出

事務局

されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

議案書の34ページをお開きください。

番号1は34番委員と15番委員。

番号2と番号3は2番委員と20番委員。

番号4は4番委員と22番委員。

番号5は28番委員と9番委員。

引き続き、買受・借受希望について申し上げます。

議案書は36ページになります。

番号1の福元地区は、20番委員と2番委員。

成川地区は、32番委員と13番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第6号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は37ページから38ページになります。

今回の対象地域は、道下上公民館西側、大園原団地北側、中川自治公民館北東側、北指宿中学校東側、指宿小学校北側及び西側になります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

	<p>よって、23筆7, 294㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。</p> <p>なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第7号について、ご審議願ひます。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>本日の議題は、これで終了いたしました。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p> <p>ほかになければ、その他に入ります。</p> <p>その他について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、その他についてご説明いたします。議案書の39ページをご覧ください。</p> <p>その他（議案書39ページを参照して説明）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 5月の行事報告 2. 6月の行事予定等 3. その他
議長	<p>ほかにございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、第23回指宿市農業委員会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>全員ご起立ください。</p> <p>一同礼。</p>

(閉会午後3時1分)

指宿市農業委員会会長 蓑田六雄

議事録署名委員 14番委員 _____

議事録署名委員 16番委員 _____

